

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る 廃棄物埋設事業変更許可申請書の概要について

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターでは、1992年12月操業開始以降、原子力発電所の運転に伴って発生する低レベル放射性廃棄物を受入れ、埋設しており、これまでの埋設本数は、1号廃棄物埋設施設で均質・均一固化体148,147本、2号廃棄物埋設施設で充填固化体148,872本となっている(2018年3月末時点)。

また、1号廃棄物埋設施設(均質・均一固化体)における至近10年間の受入れ実績は、操業当初と比べ大幅に減少(20,000本/年程度⇒1,000本/年程度)しているのに対し、2号廃棄物埋設施設(充填固化体)については、操業以降、平均して10,000本/年程度となっており、各原子力発電所が希望する本数の受入れを継続すると数年以内には満杯になる見込みである。

このため、充填固化体を受け入れるための3号廃棄物埋設施設を増設するとともに、既存の1号廃棄物埋設施設も活用することとし、併せて、1号廃棄物埋設施設および2号廃棄物埋設施設に埋設する低レベル放射性廃棄物の数量(以下「埋設数量」)を各施設容量に整合させることとする。

(1) 3号廃棄物埋設施設の増設

2号廃棄物埋設施設と同じ充填固化体を埋設するための3号廃棄物埋設施設(埋設数量：最大42,240m³(200Lドラム缶211,200本相当))を増設する。

(2) 1号廃棄物埋設施設の変更

1号廃棄物埋設施設の7,8群に埋設する廃棄体について、均質・均一固化体から、均質・均一固化体および充填固化体とする。なお、充填固化体の重量は均質・均一固化体の重量にあわせて、最大500kg/本とする。

また、埋設数量を最大40,000m³(200Lドラム缶200,000本相当)から、最大40,960m³(200Lドラム缶204,800本相当。施設容量と同じ。)とする。

(3) 2号廃棄物埋設施設の変更

埋設数量を最大40,000m³(200Lドラム缶200,000本相当)から、最大41,472m³(200Lドラム缶207,360本相当。施設容量と同じ。)とする。

以上